

京都府公報

号外 第23号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

条 例	ページ	選挙管理委員会	
○選挙長等の報酬および費用弁償条例及び 京都府議会議員及び京都府知事の選挙に おける選挙運動用自動車の使用等の公営 に関する条例の一部を改正する条例 (自治振興課)	2	○公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程	3

本号で公布された条例のあらまし

◇選挙長等の報酬および費用弁償条例及び京都府議会議員及び京都府知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例 (京都府条例第23号) (自治振興課)

1 改正の理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律 (昭和25年法律第179号) に規定する国会議員の選挙等の執行に関し国が負担する経費の基準単価及び公職選挙法施行令 (昭和25年政令第89号) に規定する公営単価について、同法の一部改正による基準額の改定並びに同令の一部改正による国会議員の選挙における選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額の引上げを踏まえ、京都府選挙管理委員会が管理する選挙等の選挙長等の報酬並びに京都府議会議員及び京都府知事の選挙における選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営等について、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 選挙長等の報酬および費用弁償条例の一部改正

選挙長等の報酬 (日額) を次のとおり改めることとした。(第1条 (第2条) 関係)

選 挙 長	12,200円	(現行 10,800円)
選 挙 分 会 長	12,200円	(現行 10,800円)
審 査 分 会 長	12,200円	(現行 10,800円)
選 挙 立 会 人	10,100円	(現行 8,900円)
審査分会立会人	10,100円	(現行 8,900円)

(2) 京都府議会議員及び京都府知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正 ア 公職選挙法 (昭和25年法律第100号) の一部改正により廃止される個人演説会告知用ポスターの作成の公営を廃止することとした。(第2条 (第1条) 関係)

イ 選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営について、次に掲げる改正後の額が限度額となるように、それぞれの限度額を改めることとした。(第2条 (第9条、第13条) 関係)

種 類	選 挙 運 動 用 ビ ラ		選 挙 運 動 用 ポ ス タ ー			
限度額の 区分	作成枚数が5万枚 以下の場合の1枚 当たりの作成費	作成枚数が5万枚を 超える場合のその 5万枚を超える部分 1枚当たりの作成費	印 刷 費	ポ ス タ ー 掲 示 場 数 が 500以下の場合 の1枚当たりの作 成費	ポ ス タ ー 掲 示 場 数 が 500を超える場合 のその500を超える部 分1枚当たりの作成 費	企 画 費
改 正 前	7円73銭	5円18銭	541円31銭	28円25銭	316,250円	
改 正 後	8円38銭	5円62銭	586円88銭	30円73銭	(改正なし)	

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年6月24日。ただし、2の(2)のアについては、令和8年1月1日

(2) 経過措置

公職選挙法の一部を改正する法律（令和7年法律第20号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第143条第15項の規定による同条第1項第4号の3の個人演説会告知用ポスターの作成の公営については、改正後の京都府議会議員及び京都府知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例によることとした。

条 例

選挙長等の報酬および費用弁償条例及び京都府議会議員及び京都府知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府条例第23号

選挙長等の報酬および費用弁償条例及び京都府議会議員及び京都府知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

(選挙長等の報酬および費用弁償条例の一部改正)

第1条 選挙長等の報酬および費用弁償条例（昭和35年京都府条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「10,800円」を「12,200円」に、「8,900円」を「10,100円」に改める。

(京都府議会議員及び京都府知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正)

第2条 京都府議会議員及び京都府知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成5年京都府条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第143条第1項第4号の3の個人演説会告知用ポスター（京都府知事の選挙の場合に限る。）及び同項第5号」を「第143条第1項第5号」に、「総称する」を「いう」に改める。

第9条第1号中「7円73銭」を「8円38銭」に改め、同条第2号中「38万6,500円と5円18銭」を「41万9,000円と5円62銭」に改める。

第13条第1号中「541円31銭」を「586円88銭」に改め、同条第2号中「28円35銭」を「30円73銭」に、「58万6,905円」を「60万9,690円」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条中京都府議会議員及び京都府知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（以下「選挙公営条例」という。）第1条の改正規定及び次項の規定は、令和8年1月1日から施行する。

2 公職選挙法の一部を改正する法律（令和7年法律第20号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第143条第15項の規定による同条第1項第4号の3の個人演説会告知用ポスターの作成の公営

については、前項ただし書に規定する改正規定による改正後の選挙公営条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

選 挙 管 理 委 員 会

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年6月24日

京都府選挙管理委員会

委員長 多 賀 久 雄

京都府選挙管理委員会規程第3号

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程

公職選挙事務執行規程（昭和40年京都府選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別記第25号様式の9のその1の備考の4中「15,800円」を「16,100円」に改める。

別記第25号様式の10のその1の備考の4中「7円51銭」を「8円38銭」に、「375,500円+5円2銭」を「419,000円+5円62銭」に改め、同様式のその2の備考の4中「310,500円+525円6銭」を「316,250円+586円88銭」に、「573,030円+27円50銭」を「609,690円+30円73銭」に改める。

別記第25号様式の11のその1の別紙その2の1中「15,800円」を「16,100円」に改め、同様式のその2の別紙の備考の1中「7円51銭」を「8円38銭」に、「375,500円+5円2銭」を「419,000円+5円62銭」に改め、同様式のその3の別紙の備考の2中「310,500円+525円6銭」を「316,250円+586円88銭」に、「573,030円+27円50銭」を「609,690円+30円73銭」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。